

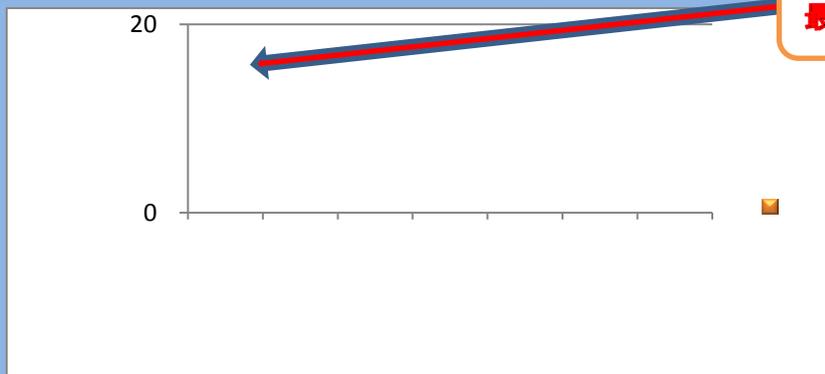
速度取締り指針

石川県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
北陸自動車道	加賀インター～片山津インター	一部を除き 80km/h

★ 重点路線・重点区間以外でも、速度取締りを行います。

北陸自動車道における交通事故実態



- 北陸自動車道では、昨年の下半期(平成30年7月～12月)において、167件(人身事故7件、物損事故160件)の交通事故が発生し、区間別の事故発生件数は上記グラフのとおりです。重点区間は、福井県境～片山津間の約8割を占める加賀インター～片山津インターとします。
- 福井県境～片山津インター間及び金沢森本インター～富山県境間は山間地帯であり勾配が急でカーブが多く、同区間の大半は最高速度が時速80キロメートルに規制されています。
- 北陸自動車道は、速度超過を伴う事故の割合が高くなっています。また、前方不注視や安全不確認といった基本的な運転ミスも目立ちます。
速度オーバーは危険を認知した際に止まりきれないだけでなく、衝突した際の衝撃や負傷の程度も大きなものになりますので、継続した速度取締りを行い、交通事故の抑止を図ります。

『あおり運転等の抑止活動』

石川県高速隊では、県警ヘリコプターと連携し、北陸自動車道における空陸一体となった交通指導取締りを実施するなど、悪質・危険な運転の取締りを強化します。

その他の交通指導取締り要点

シートベルト装着義務違反の取締りを強化します。全席でシートベルトを着用しましょう。